

大阪市北区防災サポーター設置要綱

(目的)

第1条 北区において、地震・風水害その他の災害が発生した場合に備え、北区の地域特性や都市構造並びに区民のライフスタイルなどを考慮した北区仕様の防災冊子（以下「防災冊子」という。）を活用し、災害に対する事前の備えや発災時の対処法など役立つ情報の普及に努めるため、区民向け防災講座（以下「防災講座」という。）に派遣する大阪市北区防災サポーター（以下「防災サポーター」という。）の設置にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録)

第2条 区長は、防災サポーターの登録を希望する者で、北区役所の指定する講座を受講し、前条の目的に従い活動することを確認した者の中から、防災サポーターを登録する。

2 登録を希望する者は、大阪市北区防災サポーター登録申出書（第1号様式）を区長に提出する。

3 区長は、登録の証として、大阪市北区防災サポーター登録証（第2号様式）を交付する。

4 区長は、大阪市北区防災サポーター登録簿（第3号様式）を設置し管理する。

(登録の取消し)

第3条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 当該登録者から辞退の申出があったとき

(2) 暴力団員並びに暴力団密接関係者（大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）であることが判明したとき

(3) その他、区長が登録の取消しを適当と認めたとき

2 前項の規定により登録を取り消された者は、速やかに大阪市北区防災サポーター登録証を北区役所に返還しなければならない。

(防災講座への派遣)

第4条 区長は、次の各号のすべてに該当する北区内で行われる防災講座に防災サポーターを派遣することができる。

(1) 北区内に在住、在勤または在学する者を対象としているもの

(2) 防災サポーター活動内容（派遣日、グループ・団体名、防災講座の状況写真など）の公表を認めるもの

(3) 営利を目的としないもの

2 区長は、前項の防災講座の派遣の申出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、防災サポーターの派遣を決定する。ただし、防災サポーターの派遣が適当でないと認めるとき

きは、派遣を行わない。

(活動の報告)

第5条 防災サポーターは、前条により派遣された防災講座終了後速やかに、大阪市北区防災サポーター活動報告書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(報償金の額及び経費等)

第6条 区長は、前条の大坂市北区防災サポーター活動報告書の内容に基づき、防災サポーターに対し派遣にかかる報償金を支給する。

- 2 前項の報償金の額は以下のとおりとする。なお、講座時間が1時間に満たない場合は、講座1時間当たりの単価をその講座時間を60で除したもので乗じた額とする。
ただし、100円未満の端数を生じた場合は、100円未満は四捨五入する。

派遣内容	報償金額
防災講座（講義形式）の講師	5,200円／時間
防災講座（座談会形式又はこれに類するもの等）の講師	上記8割以内の額
防災講座の補助	1,350円／時間

- 3 派遣にかかる交通費は、防災サポーターの居住地または勤務地等からその会場まで交通機関を利用した場合の費用を支給することができる。ただし、その額は、実際に利用した経路及び方法にかかわらず、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出するものとする。
- 4 講師及び補助に対する報償金（交通費含む）は、所定の税率により源泉徴収する。
- 5 大阪市の補助金の対象となる防災講座で講師及び補助にかかる経費が補助金に含まれている場合は、第2項の報償金は支給しない。
- 6 防災サポーターから報償金の辞退の申出がある場合は、第2項の報償金は支給しない。
- 7 区長は、活動中の事故に対応するため、損害保険に一括加入する。経費は区長が負担する。

(活動被服の支給)

第7条 区長は、防災サポーターに対し活動被服を支給する。

(個人情報の取扱い)

第8条 防災サポーターの設置及び防災講座の実施にあたって入手した個人情報は、本市の個人情報保護関係規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

(庶務)

第9条 防災サポーター設置に関する庶務は、北区役所地域課が行う。

(施行)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

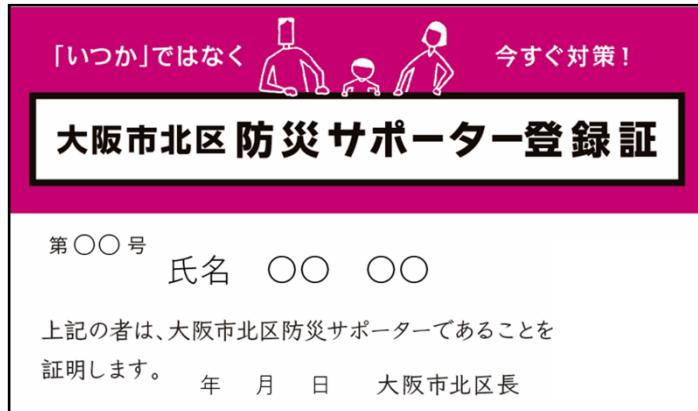
大阪市北区長

大阪市北区防災サポーター登録申出書

私は、大阪市北区防災サポーターとして、防災講座の実施にあたり、大阪市北区防災サポーター設置要綱を遵守します。

(ふりがな)		
氏名		
住所	〒	
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
生年月日	年	月 日

(第2号様式)



(注) 番号は、大阪市北区防災サポーター登録簿の登録番号です。

(第3号様式)

大阪市北区防災サポーター登録簿

登録番号	登録年月日	氏名	生年月日	住所	電話番号	メールアドレス	登録取消年月日

(第4号様式)

年 月 日

大阪市北区長

登録番号 _____

氏名 _____

大阪市北区防災サポーター活動報告書

大阪市北区防災サポーター設置要綱第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 講座種別 出張講座 イベント講座 その他講座()

2 講座開催日時 年 月 日 () : ~ :

3 活動時間 : ~ :

4 活動場所 _____

5 活動内容 (資料があれば、別途添付すること)

※該当する個所に、レ点をつけてください。

防災講座の講師

防災講座の補助

6 備考